

デイサービスセンター春花 指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社友輪が開設するデイサービスセンター春花（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という)は、高齢者が要介護となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定通所介護にあたる事業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練をおこなうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

(2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(3) 指定通所介護の提供にあたっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(4) 指定通所介護の提供にあたる従業者は、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(5) 指定通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター春花
- (2) 所在地 別府市大字鶴見 1951 番地の 30

(従業者の職種・員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、通所介護計画の作成および説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理

- (2) 生活相談員 2名以上(うち2名以上は介護職員兼務)

生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護の提供にあたる。

(3) 看護職員

(1 単位) 2 名以上

うち 2 名以上は機能訓練指導員及び 介護職員兼務

(2 単位) 2 名以上

うち 2 名以上は機能訓練指導員及び 介護職員兼務

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供にあたる。

(4) 介護職員

(1 単位) 8 名以上

うち 2 名以上は生活相談員兼務、その他うち 2 名以上は看護職員・機能訓練指導員兼務)

(2 単位) 8 名以上

うち 2 名以上は生活相談員兼務、その他うち 2 名以上は看護職員・機能訓練指導員兼務)

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員

(1 単位) 2 名以上

うち 2 名以上は看護職員及び介護職員兼務

(2 単位) 2 名以上

うち 2 名以上は看護職員及び介護職員兼務

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供にあたる。

(営業日、営業時間等)

第 5 条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 3 6 5 日

(2) 営業時間午前 8 時から午後 5 時までとする。

(3) サービス提供時間午前 8 時 3 0 分から午後 3 時 3 0 分までとする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員

(1 単位) 49 名

(2 単位) 47 名 とする

(指定通所介護の内容)

第 7 条 この事業所が行う指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活等についての相談、助言

(2) 機能訓練

(3) 必要な日常生活上の世話

(4) 健康状態の確認

(5) 食事の提供

(6) 入浴

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 食費250円/日

(2) おむつ代 実費

(3) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対し、文書より事前に説明を行うとともに、利用者またはその家族から同意を得るものとする。

また、金額の変更を行う場合も同様とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別府市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 事業所内では飲酒しないこと

(2) 事業所内では喫煙しないこと

(3) 従業者の指示に従うこと

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護にあたる従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、非常災害時に別府市消防署及び別府市高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元扇山地区自治会との協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年1回の合同訓練の実施を行う。

3 事業所は、非常災害時に利用者の最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(苦情処理)

第 13 条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、指定通所介護に当たる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年 1 回
- (3) 権利擁護に関する研修 年 1 回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年 1 回
- (5) 介護予防に関する研修 年 1 回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定通所介護を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社友輪と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する。